

三朝町子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて (平成 27 年度～平成 31 年度)

1. 概要

三朝町では平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」が本格施行されることに伴い、平成 27 年度から平成 31 年度までを計画年とする「三朝町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この計画では、「子どもの笑顔は“三朝町”の宝～元気いっぱいみささっ子～」を基本理念に、幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実を図り、本計画に沿って各種の子育て支援施策（事業）を展開しています。

2. 計画の基本理念

基本理念

「子どもの笑顔は“三朝町”の宝」 ～元気いっぱいみささっ子～

子どもの笑顔でいっぱいのまちは、家庭や学校、地域や大人達、みんなが元気で活気があるまちであるという証しです。子どもの笑顔は三朝町の宝であり、未来を担っていく子ども達が元気いっぱい、笑顔で暮らせるまちこそ三朝町が目指すまちの姿です。

今後も、子育て世代が安心して妊娠、出産、育児ができ、子ども達が元気に伸び伸びと暮らすことができるよう、町や地域が一丸となって子育て環境を整え、「子育てするなら三朝町で」と言われるまちづくりを進め、町民みなさんの笑顔があふれ、元気いっぱいの三朝町を目指します。

3. 計画見直しの背景

近年、三朝町では少子高齢化が進む中、共働き世帯やひとり親家庭の増加により、養育者の就労環境の変化に伴い、低年齢保育の需要の増加や、5 年生以上の高学年を含め、放課後児童クラブの利用希望者が増加しています。併せて、保育所では、一時保育の利用者も増加しているなど、様々な子どもたちの居場所に対するニーズが拡大しています。

こうした状況を踏まえ、三朝町では計画の中間年度である平成 29 年度に、計画に記載された「学校教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと、必要なサービス提供体制の確保方策の見直しを行います。

《見直しの基準》※実績値 > 量の見込みとなる場合には、見直しを行うことが望ましい。

- ①平成 28 年 4 月 1 日時点の子ども・子育て支援制度の支給認定区分ごとの実績値が、計画における量の見込みより 10%以上のかい離がある場合
- ②10%以上のかい離はないが、平成 29 年度末以降も引き続き、受け皿の整備を行わなければ待機児童の発生が見込まれる場合
- ③10%以上のかい離はないが、既に計画において年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合

4. 事業量の見込みと確保方策

平成 27・28 年度の実績を踏まえ、平成 29～31 年度の事業量の見込みと確保する供給量を見直します。子どもや保護者が必要とする支援を受けることが出来るよう、「学校教育・保育」における需要量の確保と地域子ども・子育て支援事業の事業展開を推進します。

5. 幼児期の学校教育・保育の計画数値の比較・見直し

学校教育・保育に関する「量の見込み」及び「確保方策」の計画数値について、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき、当初計画策定時から平成 28 年度までの利用実績を踏まえて、今後の計画数値の見直しを行いました。各教育・保育事業については、利用定員の見直し等を行うなど確保対策に努め、「待機児童の解消」への対応と、ニーズに沿ったサービスの提供を行います。

■平成26年度の教育・保育の状況

保育施設 利用者数 (3-5歳)	保育施設 利用者数 (0-2歳)	幼稚園 利用者数・率	在宅子育て (0-5歳)
154人	71人		
保育施設 利用者数・率 (0-5歳)			
225人 78.7%		2人 0.7%	59人 20.6%

0-5歳人口：286人（4月1日現在）

■平成29年度の教育・保育の状況

保育施設 利用者数 (3-5歳)	保育施設 利用者数 (0-2歳)	幼稚園 利用者数・率	在宅子育て (0-5歳)
127人	100人		
保育施設 利用者数・率 (0-5歳)			
227人 85.3%		5人 1.9%	34人 12.8%

0-5歳人口：266人（4月1日現在）

※平成 27 年度、平成 28 年度は実績値

認定区分	見直し 前後	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1号認定（3-5歳児 学校教育のみ） (単位：人)						
①量の見込み	前	2	2	15	15	15
②確保の内容		15	15	15	15	15
差引（②-①）		13	13	0	0	0
①量の見込み	後	/	/	10	10	10
②確保の内容				10	10	10
差引（②-①）				0	0	0
1号認定については、計画策定時の利用者数と大きくかい離していることから、下方修正を行いました。なお、保育を必要としない就学前の子どもの受け入れは必要であり、教育部分の役割を果たしていきます。						
2号認定（3-5歳児 保育の必要あり） (単位：人)						
①量の見込み	前	124	110	120	114	117
②確保の内容		127	120	120	120	120
差引（②-①）		3	10	0	6	3
①量の見込み	後	/	/	125	125	125
②確保の内容				125	125	125
差引（②-①）				0	0	0
保護者の就労形態の多様化等により、保育の需要は高く、平成 29 年度の間中期（9月時点）では、121人と計画値を超えていることから、計画数値の見直しを行いました。						

認定区分	見直し 前 後	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
3号認定（0-2歳児 保育の必要あり）						（単位：人）
①量の見込み	前	80	88	97	94	94
②確保の内容		93	100	100	100	100
差引（②-①）		13	12	3	6	6
①量の見込み	後	/	/	110	110	110
②確保の内容				110	110	110
差引（②-①）				0	0	0
保護者の就労形態の多様化等により、低年齢児の保育需要は増加しており、平成 29 年度の間中期（9 月時点）では、103 人と計画値を超えていることから、計画数値の見直しを行いました。						

6. 地域子ども・子育て支援事業の計画数値の比較・見直し

地域子ども・子育て支援事業における「量の見込み」の設定については、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき、計画策定時からの各事業における進捗状況及び利用実績等を踏まえ、必要な見直しを行いました。これにより、子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保しながら、必要なサービスの提供に努めます。

事業区分	見直し 前 後	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用者支援に関する事業						（単位：か所）
①量の見込み	前	1	1	1	1	1
②確保の内容		1	1	1	1	1
差引（②-①）		0	0	0	0	0
①量の見込み	後	/	/	1	1	1
②確保の内容				1	1	1
差引（②-①）				0	0	0
引き続き、「子育て世代包括支援センター」を窓口として、専門職の配置による体制強化を図ることで、養育相談や支援事業のサービス提供を行い、切れ目のない子育て支援の事業展開を推進します。						
時間外保育事業（延長保育事業）						（単位：延人数）
①量の見込み	前	274	316	110	110	110
②確保の内容		110	110	110	110	110
差引（②-①）		▲164	▲206	0	0	0
①量の見込み	後	/	/	320	309	310
②確保の内容				320	320	320
差引（②-①）				0	11	10
保護者の就労形態の多様化等に伴い、必要なサービスとして定着しています。今後も利用時間の範囲外の保育への需要は高まることが見込まれること、また、実績値からも、計画数値と大きくかい離していることから、見直しを行い、見込み量を確保します。						

事業区分	見直し 前 後	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
放課後児童健全育成事業（学童クラブ） (単位：人)						
①量の見込み	前	118	127	107	100	98
②確保の内容		116	112	107	100	98
差引（②－①）		▲2	▲15	0	0	0
①量の見込み	後			123	114	105
②確保の内容				130	120	110
差引（②－①）				7	6	5
児童数は横ばい傾向にありますが、学童クラブの利用ニーズは増加傾向にあり、今後も保護者の就労形態の多様化や核家族化の進行等に伴い、放課後の居場所の確保が求められています。さらに、実績値及び利用希望者の推移からも、かい離が想定されることから、見直しを行い、見込み量を確保します。						
子育て短期支援事業 (量の単位：人、確保の単位：か所)						
①量の見込み	前	0	0	7	7	7
②確保の内容		1	1	1	1	1
差引（②－①）		—	—	—	—	—
①量の見込み	後			7	7	7
②確保の内容				1	1	1
差引（②－①）				—	—	—
計画策定から利用実績はありませんが、養育者の疾病や出産等による児童養護施設による一時預かりサービスの需要は想定されるため、引き続き、養育支援サービスの選択肢の一つとして周知を図ります。						
乳幼児全戸訪問事業 (量の単位：件、確保の単位：%)						
①量の見込み	前	44	39	43	43	43
②確保の内容		100	100	100	100	100
差引（②－①）		—	—	—	—	—
①量の見込み	後			43	43	43
②確保の内容				100	100	100
差引（②－①）				—	—	—
引き続き、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師が訪問し、育児不安の早期発見につなげます。						
養育支援訪問事業 (単位：人)						
①量の見込み	前	2	3	5	5	5
②確保の内容		5	5	5	5	5
差引（②－①）		3	2	0	0	0
①量の見込み	後			5	5	5
②確保の内容				5	5	5
差引（②－①）				0	0	0
引き続き、継続訪問を実施し、養育に対する指導、助言等を行います。						

事業区分	見直し 前 後	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
要保護児童地域対策協議会 (単位：回)						
代表者会議	前					
①量の見込み		1	1	1	1	1
②確保の内容		1	1	1	1	1
差引(②-①)		0	0	0	0	0
実務者会議						
①量の見込み		3	3	3	3	3
②確保の内容		3	3	3	3	3
差引(②-①)		0	0	0	0	0
個別支援会議						
①量の見込み		18	13	6	6	6
②確保の内容	6	6	6	6	6	
差引(②-①)	▲12	▲7	0	0	0	
代表者会議	後					
①量の見込み				1	1	1
②確保の内容				1	1	1
差引(②-①)				0	0	0
実務者会議						
①量の見込み				3	3	3
②確保の内容				3	3	3
差引(②-①)				0	0	0
個別支援会議						
①量の見込み				10	10	10
②確保の内容			10	10	10	
差引(②-①)			0	0	0	
<p>近年、複雑化・長期化しているケースが増加しており、個別支援会議においては、計画数値と大きくかい離しているため見直しを行いました。今後も新規・継続ケースへの養育支援について関係機関と連携を図ります。</p>						
地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター) (単位：人)						
①量の見込み	前	2,975	2,338	3,000	3,000	3,000
②確保の内容		3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
差引(②-①)		25	662	0	0	0
①量の見込み	後			3,000	3,000	3,000
②確保の内容				3,000	3,000	3,000
差引(②-①)				0	0	0
<p>みささこども園併設の「子育て支援センター」において、引き続き、支援員による育児相談や「ねんねクラス」、「子育てあっぶ講座」等を開催し、利用家庭のニーズに沿った支援や相談体制の確保に努めます。</p>						

事業区分	見直し 前 後	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
一時預かり事業 (単位：延人数)						
①量の見込み	前	150	150	150	150	150
②確保の内容		79	155	150	150	150
差引(②-①)		▲71	5	0	0	0
①量の見込み	後			135	158	158
②確保の内容				150	160	160
差引(②-①)				15	2	2
<p>保護者の就労形態の多様化等に伴い、必要なサービスとして定着しています。今後も未就園児の一時預かり保育への需要は高まることを見込まれること、また、実績値からも、計画数値とのかい離が想定されるため、見直しを行い、見込み量を確保します。</p>						
病児・病後児保育事業 (単位：か所)						
病児保育						
①量の見込み	前	1	1	1	1	1
②確保の内容		1	1	1	1	1
差引(②-①)		0	0	0	0	0
病後児保育						
①量の見込み	前	1	1	1	1	1
②確保の内容		1	1	1	1	1
差引(②-①)		0	0	0	0	0
病児保育						
①量の見込み	後			1	1	1
②確保の内容				1	1	1
差引(②-①)				0	0	0
病後児保育						
①量の見込み	後			1	1	1
②確保の内容				1	1	1
差引(②-①)				0	0	0
<p>保護者の子育てと就労の両立を支援する事業として、感染症等の流行期に限らず、一定の需要があります。今後も中部定住自立圏構想の施策として事業を継続し、利用の周知を図ります。</p>						
ファミリー・サポート・センター事業 (単位：人)						
まかせて会員						
①量の見込み	前	6	8	15	15	15
②確保の内容		10	10	15	15	15
差引(②-①)		4	2	0	0	0
お願い会員						
①量の見込み	前	16	17	20	20	20
②確保の内容		15	15	20	20	20
差引(②-①)		▲1	▲2	0	0	0

事業区分	見直し 前 後	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ファミリー・サポート・センター事業 (単位：人)						
まかせて会員	後					
①量の見込み				15	15	15
②確保の内容				15	15	15
差引(②-①)				0	0	0
お願い会員						
①量の見込み				20	20	20
②確保の内容			20	20	20	
差引(②-①)			0	0	0	
地域子育て支援センターにアドバイザー（非常勤職員）を配置し、支援者（まかせて会員）の確保に努め、利用促進を図っています。今後も援助を必要とする子育て家庭へのサービス利用の周知・啓発を行います。						
妊婦健康診査事業 (単位：人、回)						
対象者数	前					
①量の見込み		51	40	43	43	43
②確保の内容		42	42	43	43	43
差引(②-①)		▲9	2	0	0	0
健診回数						
①量の見込み		575	484	602	602	602
②確保の内容	588	588	602	602	602	
差引(②-①)	13	104	0	0	0	
実施時期		4月～3月	4月～3月	4月～3月	4月～3月	4月～3月
対象者数	後					
①量の見込み				43	43	43
②確保の内容				43	43	43
差引(②-①)				0	0	0
健診回数						
①量の見込み				602	602	602
②確保の内容			602	602	602	
差引(②-①)			0	0	0	
実施時期			4月～3月	4月～3月	4月～3月	
引き続き、妊婦健診受診券 14 回分を発行し、適切な時期での妊婦健康診査の受診と安心・安全な妊娠・出産につながるよう取り組みを実施していきます。						

7. 本町が実施する子ども・子育て支援の具体的施策の見直し

少子化、核家族化が進む中で、保護者の就労形態による保育ニーズの多様化など、本町が抱える課題を解決するためには、少子化に歯止めをかけ、子育て支援を充実させることが重要であり、子育て家庭の喜びや悩みを地域で分かち合い、支えていくという考え方にに基づき、地域の子育て支援サービスや保育サービスの充実を図り、子育て家庭の孤立感の解消や子育て情報の共有、親同士の交流の活性化など町全体で子育て支援を進めていくための体制づくりが必要となります。

本計画策定から2か年が経過し、今回の中間見直しに併せて、本町が実施する「子ども・子育て支援の具体的施策」についても見直しを行い、引き続き、子育て支援のニーズに応えられるよう取り組んでいきます。

(1) 妊婦・出産支援

	事業名	対象者	実施場所等	内容
①	特定不妊治療助成事業 特定不妊治療を受けた夫婦に対し、保険適用外の治療費の一部を助成します。 (回数、年齢の制限なし)	本町に1年以上居住されている夫婦	県指定医療機関	【助成金額】 採卵を行う治療：20万円上限/回 採卵を行わない治療：10万円上限/回
②	母子健康手帳交付及び情報提供 妊娠された方に母子健康手帳を交付します。	妊娠された方	役場窓口	なお、産休、育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、母子健康手帳の交付時に聞き取りや各種の支援情報を提供します。
③	ウェルカム Baby クラス事業 妊婦とその家族を対象に育児技術の習得や仲間づくりを目的に開催します。	妊婦とその家族	子育て支援センター	年3回実施しています。参加費は無料です。なお、詳細は役場の保健師にお問い合わせください。
④	妊婦健康診査事業 受診券(14回分)を交付し、妊婦健康診査費用の一部を助成します。	妊婦	—	妊婦健康診査費用の一部を助成します。 (受診券14回分)
⑤	多胎妊婦健康診査事業 双子以上を妊娠された方に妊婦健康診査受診券に上乗せして助成します。	多胎妊婦	—	妊婦健康診査受診券(14回分)に5回分を上乗せして助成します。
⑥	赤ちゃん訪問事業 赤ちゃんが生まれてから1か月を目途に保健師が訪問し、身体測定や育児相談に応じます。	生後1か月頃の母子	母子宅へ訪問	・身体計測、母体の健康管理、育児相談 ・乳幼児健診、予防接種の案内等
⑦	産後ケア外来 (H29～) 産後、概ね6か月の女性を対象に、産後の身体機能回復を目的としたケアを行います。	出産後、概ね半年の女性	中部医師会立三朝温泉病院	・整形外科医の診察 ・理学療法士による産後の身体機能回復に向けた保健指導
⑧	母子ショートステイ事業 (H28～) 産後の育児支援を特に必要とする母子を対象に、心身の安定と育児不安の解消のため、母子での宿泊を行います。	生後4か月までの乳児とその母親	町が契約した産科医療機関	利用料は世帯の住民税課税状況によります。
⑨	乳幼児一時預かり事業 (H28～) 乳児を日帰り一時預かりし、母親の心身の休養と育児支援を行います。	生後2か月半までの乳児	町が契約した産科医療機関	利用料は世帯の住民税課税状況によります。

	事業名	対象者	実施場所等	内容												
⑩	乳幼児相談 出産後、各種の相談をお受けします。															
	ねんねクラス	満1歳まで	子育て支援センター	満1歳までの親子を対象に、育児相談、身体測定、離乳食相談を月2回行います。												
	離乳食講習会	生後4か月～	町総合文化ホール	生後4か月から5か月の親子を対象に調理実習、育児相談など2か月に1回行います。												
	1歳すくすく相談	1歳前後	子育て支援センター	1歳前後の親子を対象に、身体測定、歯科指導、食育、育児相談など3か月に1回行います。												
	2歳のびのび教室	2歳	町総合文化ホール	2歳前後の親子を対象に、育児相談、栄養指導、身体測定、絵本の読み聞かせなど4か月に1回行います。												
	歯科相談・フッ素塗布	1歳～	虫歯予防のため、歯科指導とフッ素塗布を無料で行います。													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ウェルカムBabyクラス</td> <td>歯科指導</td> </tr> <tr> <td>6か月健診</td> <td>歯科指導</td> </tr> <tr> <td>1歳すくすく相談</td> <td>歯科検診</td> </tr> <tr> <td>1歳半健診</td> <td>歯科指導、フッ素塗布</td> </tr> <tr> <td>3歳児健診</td> <td>歯科指導、フッ素塗布</td> </tr> </tbody> </table>			事業名	内容	ウェルカムBabyクラス	歯科指導	6か月健診	歯科指導	1歳すくすく相談	歯科検診	1歳半健診	歯科指導、フッ素塗布	3歳児健診	歯科指導、フッ素塗布
事業名	内容															
ウェルカムBabyクラス	歯科指導															
6か月健診	歯科指導															
1歳すくすく相談	歯科検診															
1歳半健診	歯科指導、フッ素塗布															
3歳児健診	歯科指導、フッ素塗布															

(2) 健診・予防接種

	事業名	対象者	実施場所等	内容	
①	乳幼児健康診査 【集団健診】対象児には、個別に案内をします。				
	対象者		実施内容等		利用料
	5か月～7か月児		6か月健診(1回/3か月)		無料
	1歳半～2歳児		1歳半健診(1回/3か月)		無料
	3歳～4歳児		3歳児健診(1回/3か月)		無料
	5歳児		5歳児健診(1回/4か月)		無料
【個別健診】医療機関で個別健診を実施します。医療機関に予約して受診ください。					
対象者		実施内容等		利用料	
3か月～4か月児		3か月～4か月健診		無料	
9か月～10か月児		9か月～10か月健診		無料	
②	産後・1か月健診費助成事業 出産後、1か月頃に受診した健診費用のうち、保険適用外の費用について助成します。		出産後、概ね1か月の産婦	保険適用外の費用について1/2を助成(上限額1,500円)	
			生後、概ね1か月児	保険適用外の費用について1/2を助成(上限額2,300円)	

	事業名	対象者	実施場所等	内容
③	定期予防接種 医療機関において定期予防接種を実施します。医療機関に予約して受診ください。			
		対象者	実施内容等	利用料
		生後2か月～5歳未満	ヒブワクチン (細菌性髄膜炎などの感染症の重度化予防)	無料
		生後2か月～5歳未満	肺炎球菌ワクチン (細菌性髄膜炎などの感染症の重度化予防)	無料
		生後2か月～1歳未満	B型肝炎ワクチン(肝臓がんの予防)	無料
		生後3か月～1歳未満	B C G (結核の予防)	無料
		I期: 生後3か月～7歳未満	4種混合ワクチン (ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオの予防)	無料
		I期: 満1歳～2歳未満 II期: 保育園年長児	MRワクチン(麻しん、風しんの予防)	無料
		満1歳～3歳未満	水痘ワクチン(水ぼうそうの予防)	無料
		I期: 満3歳～7歳半未満 II期: 9歳～13歳未満	日本脳炎(日本脳炎の予防)	無料
		中学校1年生～高校1年生の女子	子宮頸がんワクチン (HPVによる子宮頸がんの発症予防)	無料
④	おたふくかぜ予防接種助成費 ワクチン接種費用を助成します。	満1歳～小学校就学前の児童	接種費用の1/2を助成(上限額3,000円)	
⑤	ロタウイルスワクチン予防接種助成 ワクチン接種費用を助成します。	生後6週～24週 の乳児又は生後6週～32週 の乳児	2回接種ワクチン: 2回まで助成(上限額6,500円/回)	
			3回接種ワクチン: 3回まで助成(上限額4,500円/回)	
⑥	インフルエンザ助成事業 インフルエンザ予防接種費用を助成します。	0歳～小学校就学前の児童	費用の1/2を助成(上限額1,500円) 同一年度内2回まで	
		小・中学生	費用の1/2を助成(上限額1,500円) 同一年度内1回まで	
⑦	大人の風しんワクチン助成事業 ワクチン接種費用を助成します。	19歳以上50歳未満の女性	費用の2/3を助成 ・麻しん風しん混合ワクチン(上限額8,000円)	
		妊婦の夫	・風しん単抗原ワクチン(上限額5,500円)	

(3) 保育所・子育て支援

	事業名	対象者	実施場所等	内容
①	就労支援 県やハローワーク等、関係機関との連携を図り、求人情報を定期的に提供し、保護者の就労支援や、地元就業の促進に努めます。	就労支援を必要としている保護者	町公式WEB 役場窓口 みささ図書館	利用料: 無料
②	す(住む)まい(米)る(来る)応援事業 定住促進、子育て家庭の経済負担軽減を図るため、住宅を建設又は購入した移住者に、三朝米1年間分を贈呈します。	町内に住宅を建築又は購入した者	自宅	三朝米引換券(10kg/枚)を交付 ・大人 6枚×人数分 ・小学生以下 3枚×人数分

	事業名	対象者	実施場所等	内容
③	<p>養育支援訪問事業</p> <p>家庭における安定した養育が実施できるよう、保健師が訪問し、育児上の諸問題の解決・軽減を図ります。</p>	養育に不安等を抱える保護者等	自宅に訪問	子育てに不安や孤立感等を抱える保護者や、リスクを抱え支援が必要であると判断される家庭に対して、訪問による育児支援を行います。
④	<p>子育てあっぷ講座</p> <p>「やさしくたくましい三朝の子ども」を育てるため、家庭教育や育児に必要な学習・体験活動の機会を提供します。</p>	乳幼児の保護者	地域子育て支援センター	利用料：無料（材料費等は実費）
⑤	<p>子育て・親育ち講座</p> <p>家庭・地域教育力の向上のため、子育てに関する学習の機会や相談の場を提供します。</p>	保育所等～中学校の保護者	保育所 小学校 中学校	現在、小学校、中学校、保育所における、保護者会の研修会を支援しています。 利用料：無料
⑥	<p>ブックスタート事業</p> <p>乳児全員に絵本を贈り、絵本を通じて子ども達の豊かな心と言葉の成長を図り、子育て家庭の愛着形成を支援します。</p>	乳児	町総合文化ホール	利用料：無料（6か月健診時に贈呈）
⑦	<p>ブックセカンド事業</p> <p>1歳の誕生日を迎える乳児に三朝図書館から、絵本を配布します。</p>	1歳児	みささ図書館	利用料：無料
⑧	<p>お話し会読み聞かせ</p> <p>乳幼児、児童に絵本等、読書の楽しさを伝え、読書週間の促進を支援します。</p>	乳幼児～中学生	町内各所で随時	利用料：無料
⑨	<p>移動図書館の保育園訪問</p> <p>月に1回、移動図書館（しゃくなげ号）が町内保育所を訪問します。</p>	園児	町内保育所	利用料：無料
⑩	<p>認定こども園</p> <p>保育所と幼稚園の機能や特徴を持ち合わせ、地域の子育て支援を行います。</p>	0歳～就学前の児童	みささこども園	利用料：所得に応じた料金
⑪	<p>保育所</p> <p>共働き家庭など保育の必要性がある児童を保育します。</p>	0歳～就学前の保育を必要とする児童	賀茂保育園 竹田保育園	利用料：所得に応じた料金
⑫	<p>時間外保育事業（延長保育事業）</p> <p>保護者の就労条件等により、保育時間外に保育を必要とする園児に対し、延長保育を行います。</p>	保育時間外に保育を必要とする園児	みささこども園 賀茂保育園 竹田保育園	利用料：利用時間帯に応じた料金
⑬	病児・病後児保育			
	<p>病児保育</p> <p>保育所（小学校）等を利用している児童で、病気等で登園（登校）出来ない場合で、保護者が就労等で看護できないときなどに、医療機関に併設された施設で児童を預かります。</p>	生後6か月～小学3年生の児童	きらきら園 （県立厚生病院）	利用料：1,500円/日 ※初日は厚生病院での診察が必要です。
	<p>病後児保育</p> <p>保護者の子育てと就労支援を目的に、病状の「回復期」にあり、保育所（小学校）で集団生活ができない児童を預かります。</p>	0歳3か月～小学3年生の児童	すくすく園 （倉吉乳幼児健康支援デイサービスセンター）	利用料：500円

	事業名	対象者	実施場所等	内容
⑭	休日保育 日曜・祝日に就労等で保育できない家庭の子どもを一時的に預かります。	0歳～就学前の児童	ババール園	利用料：利用形態に応じた料金
⑮	一時預かり保育 未就園児で、保護者の疾病・冠婚葬祭等により家庭で保育が困難な児童を預かります。	満3か月～小学校就学前の児童	みささこども園 賀茂保育園	利用料 ・3歳未満児 2,000円/1日、1,200円/半日 ・3歳以上児 1,300円/1日、800円/半日
⑯	子育て支援短期利用事業 保護者が疾病、社会的事由等で、一時的に養育が困難な場合、児童を乳児院、児童養護施設等で短期的に預かります。(宿泊も可)	町内在住の18歳未満の児童	因伯子供学園	利用料：2歳未満児 5,350円 2歳以上児 2,750円 ※所得に応じて助成あり。
⑰	母子家庭等日常生活支援事業 ひとり親家庭の保護者が自立促進や社会的事由及び疾病等により、一時的に介護、保育が必要な世帯に家庭生活支援員を派遣します。	ひとり親家庭	自宅等	利用料は世帯の住民税課税状況によります。 ※鳥取県母子寡婦福祉連合会委託事業
⑱	地域子育て支援センター 就園前の乳幼児等の子育て家庭が、交流するふれあいの場を提供するとともに、子育て支援情報の提供、育児相談などを行っています。	就園前の乳幼児と保護者	地域子育て支援センター	利用料：無料
⑲	ファミリー・サポート・センター 子育ての支援を受けたい人(おねがい会員)と育児を援助したい人(まかせて会員)を結ぶ会員組織で、保護者が育児と就労を両立し、安心して子育てができるよう支援活動を行っています。	まかせて会員 おねがい会員	—	利用料：500円/1時間 連絡先：地域子育て支援センター (ファミサポ事務局)

(4) 経済的支援・手当等

	事業名	対象者	助成内容
①	すこやか乳幼児家庭保育応援事業 (H29～) 保育所等を利用せず、家庭内での子育てを希望される方が、安心して子育てができるよう経済支援を行います。	2歳未満の乳幼児を家庭内で養育する者	30,000円/月 ※町内在住者で、保育所等を利用せず、かつ、育児休業給付金等を受給していない家庭に限ります。
②	保育料の軽減 保育所等に入所している児童のうち、第2子以降の児童の保育料を軽減します。	保育所等を利用している第2子以降の児童の保護者	保育料：第2子以降 無償
③	児童手当 中学校修了までの児童を養育している保護者へ手当金を支給します。	中学校修了前の児童を養育する保護者	・0～3歳(誕生月)：15,000円/月 ・3歳～小学生：10,000円/月 (第3子以降は15,000円) ・中学生：10,000円/月 ※所得超過世帯は一律5,000円/月
④	児童扶養手当 父母の離婚等で、ひとり親家庭で生活している児童の成長と自立を図ります。	ひとり親家庭	助成額はお問い合わせください。 ※所得制限あり

	事業名	対象者	助成内容
⑤	特別児童扶養手当 在宅の精神又は身体に一定の障がいがある子どもの介護者に手当金を支給することにより、子どもの福祉の増進を図ります。	精神又は身体に一定の障がいがある20歳未満の児童を養育する保護者	助成額はお問い合わせください。 ※所得制限あり
⑥	未熟児養育医療 入院を必要とする未熟児の治療に必要な医療費の一部を1歳の誕生日を迎える前日まで助成します。	入院治療を必要とする未熟児	助成額はお問い合わせください。 ※世帯の所得に応じて自己負担があります。
⑦	特別医療費助成事業（高校生等医療費助成） 出生から高校生までの医療費（保険適用分）の負担上限額を超えた部分を助成します。	出生から高校生相当までの児童	負担上限額：通院 530 円/日、入院 1,200 円/日 全額助成：院外薬局
⑧	遠距離通学費補助事業 遠距離通学の小・中学生及び高校生の通学費を助成します。	小・中学生の保護者	通学距離 2km 以上の者
		高校生の保護者	高校等に通学する者
⑨	チャイルドシート購入費補助事業 1歳未満児を養育する保護者に、チャイルドシートの購入費を助成します。	1歳未満児を養育する保護者	購入費の2/3を助成します。 (上限額：15,000円) ※H29年度事業終了
⑩	ひとり親家庭児童入学支度金 小・中学校に入学する児童のいるひとり親家庭へ支度金として給付します。	所得税非課税のひとり親家庭	給付額：20,000円/人
⑪	準要保護児童生徒援助事業 経済的な理由により就学困難と認められる児童・生徒に対して、就学費用の援助を行います。	小・中学生の保護者	助成額はお問い合わせください。
⑫	特別支援教育就学奨励費補助事業 特別支援学校(学級)に在籍する児童・生徒の保護者に対し、保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費の一部を助成します。	小・中学生の保護者	助成額はお問い合わせください。
⑬	三朝町奨学資金貸付制度 経済的理由で学資支弁が困難と認められる高校生を対象に奨学資金の貸付を行っています。	町内在住の高校生	貸付額：20,000円/月 ※貸付利率なし
⑭	全国大会等参加費補助金 中国地区以上の大会やコンクールに出場する児童等に対し補助金を交付しています。	町内に住所を有する者	助成額：費用の1/2 ※全国規模：上限20,000円 中国地区規模：上限10,000円

(5) 小・中学生及び高校生期支援

	事業名	場所(対象者)	内容
①	がん教育・禁煙講演会 がん専門委・禁煙指導医を講師に、小・中学校で講演会を開催しています。	小・中学校	保護者も参加いただき、喫煙の被害について正しく知り、子どもの頃からの健康づくりを推進しています。

	事業名	場所（対象者）	内容
②	食育推進事業（教育委員会） 栄養教諭を中心に、学校・家庭・地域と連携しながら、食の大切さを推進しています。	小・中学生	
③	青少年劇場開催事業（青少年巡回公演） 児童・生徒を対象に、優れた芸術を鑑賞する機会を提供し、豊かな情操を培い健全な育成を図っています。	町総合文化ホール等 （小・中学生）	参加費：無料
④	みささワクワク宿泊体験塾 地域住民の協力や指導を得ながら、「やさしくたくましい三朝の子ども」を育成する体験活動を提供します。	中学校寄宿舎等 （小学生）	参加費：食事等実費 ※H29年度事業終了
⑤	きらりと光る町づくり支援交付金 将来の三朝町を担う中・高校生が取り組む研修活動等に対して助成します。	中・高校生	補助率：4/5（限度額：300,000円）
⑥	放課後児童健全育成事業（学童クラブ） 放課後の家庭保育が困難な小学6年生までの児童に、遊びと生活の場を提供しています。 また、児童がより安心して利用できる学童クラブを目指して、実施場所、運営体制、定員等を引き続き検討します。	西小学童クラブ 東小学童クラブ 南小学童クラブ	利用料、おやつ代、保険料等 ※負担軽減措置あり
⑦	みささ青空体験塾 地域ボランティアと協力し、子どもたちに町内外の豊かな自然を活用した野外体験活動を提供しています。	小学生	参加費：年会費あり ※NPO法人 里山地域研究会への委託事業
⑧	三朝町・城陽市文化スポーツ交流事業 本町の姉妹都市である京都府城陽市の小学生と文化・スポーツの交流を行っています。	三朝町・城陽市 （小学生）	参加費：食費等実費
⑨	中学生手作り訪仏事業 本町と友好姉妹都市提携を結んでいるフランス ラマルー・レ・パン町に中学生による友好交流団を毎年派遣しています。	フランス （中学生）	参加費：保険代、食事代等
⑩	台中市石岡区との中学生相互交流事業 本町と交流促進協定を締結している台湾台中市に、中学生交流を目的に、相互で訪問団を派遣しています。	三朝町・台中市 （中学生）	参加費：保険代、食事代等
⑪	心の教室相談員設置 中学校に心の教室相談員を配置し、生徒の心の相談を実施しています。	中学校	相談日：月・水・金曜日
⑫	中部子ども支援センター事業 不登校児童生徒に対して学校復帰への支援を行います。	中部子ども支援センター （小・中学生）	利用料：無料

(6) 障がい児への支援

	事業名	対象者	実施場所等	内容
①	児童発達支援 日常生活の基本的動作指導、知識技能の付与、 集団生活への適応訓練等を行います。	障がい等のある 就学前の児童	各サービス提供 事業所	利用料は世帯の住民税課税状況により ます。
②	医療型児童発達支援 日常生活の基本的動作指導、知識技能の付与、 集団生活への適応訓練等及び医療的な治療を行 います。	障がい等のある 18歳未満 の者	各サービス提供 事業所	利用料は世帯の住民税課税状況により ます。
③	放課後デイサービス 就学児に対し、生活能力の向上に必要な訓練等 を行います。	障がい等のある 小学生～18 歳未満の者	各サービス提供 事業所	利用料は世帯の住民税課税状況により ます。
④	保育所等訪問支援 支援員が保育所等を訪問し、集団生活への適応 のための専門的な支援を行います。	障がい等のある 18歳未満 の者	各サービス提供 事業所から対象 保育所等	利用料は世帯の住民税課税状況により ます。
⑤	支援を必要とする子どもの親の会「のこのこ」 障がい等のある子どもの保護者の仲間づくり や子育て相談を行う場を提供し、活動を支援して います。	障がい等のある 子どもの保 護者	町総合文化 ホール	利用料：無料
⑥	自立支援医療（育成医療） 心臓手術等、高額となる医療費を助成します。	障がい等のある 18歳未満 の者	指定医療機関	助成額：医療費の1割（上限あり） ※世帯の住民税課税状況によります。
⑦	補装具の給付 身体に障がいがある子どもの義肢、車いす、補 聴器等の購入、修理費用を支給します。	障がい等のある 18歳未満 の者	—	義肢、車いす、補聴器等の購入、修理費 用の支給 ※世帯の住民税課税状況によります。
⑧	日常生活用具の給付 日常生活の便宜を図るための用具を給付しま す。	障がい等のある 18歳未満 の者	—	特殊マット、訓練いす、区連用ベッド、 頭部保護帽、移動・移乗支援用具、人工 内耳用電池等の給付 ※世帯の住民税課税状況によります。
⑨	日中一時支援事業 日中における活動の場を提供し、見守り等の支 援を行います。	障がい等のある 18歳未満 の者	各サービス提供 事業所	利用料は世帯の住民税課税状況により ます。
⑩	移動支援事業 買い物や余暇活動などの外出にヘルパー等が 付き添いを行います。	障がい等のある 18歳未満 の者	—	買い物や余暇活動等の外出支援 利用料は世帯の住民税課税状況により ます。

8. 計画の推進に向けて

(1) 計画や子育て支援施策の周知

計画を確実に推進するためには、子育て家庭や関係団体をはじめ、多くの住民の理解や協力が必
要となることから、電子媒体や広報紙などを活用して広く住民に周知します。

特に本町独自に構築した「子育て応援ポータルサイト～あったかみささでこそだて～」や、子育て応援ガイドブック「みささ子育てスタイル～子育てするなら三朝町で！～」を活用し、子ども・子育て支援新制度について分かりやすくお知らせすることで、安心して妊娠～出産～子育てができる『子育てに優しいまちづくり』を推進します。

(2) 計画の推進

地域の関係機関と連携を図り、横断的な施策に取り組むとともに、認定こども園、保育所、子育て家庭、子育て支援に携わる事業者、関係団体、教育機関、地域住民などの多くの方の意見を取り入れながら、取り組みを広げていきます。

(3) 計画の進捗管理

本計画を実効性のあるものとして推進するため、「三朝町子ども・子育て会議」や関係部局において、その進捗状況を確認・評価していきます。

また、施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、検証した結果に基づき、必要に応じ改善を図るため、各年度、施策の見直しを行い、計画の推進を図ります。



三朝町子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年度～平成 31 年度）中間見直し

策定年月日：平成 30 年 3 月

担 当：三朝町 子育て健康課 子ども支援室

〒682-0195 鳥取県東伯郡三朝町大瀬 999 番地 2

電話：(0858) 43-3500 FAX：(0858) 43-0647